

	※ 農林総務課受付	※ 農林事務所受付	※ 農業委員会受付

農地法第 5 条の規定による許可申請書

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第 5 条の規定により許可を申請します。

平成 年 月 日

記

福島県知事様

1 申請者の氏名、住所及び職業等

当 事 者	氏 名	印	職 業	現 住 所	電 話 番 号
譲 受 人 (被設定人)					
譲 渡 人 (設定人)					

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

郡市町村名	南会津郡檜枝岐村		大字・字	地番	地目		面積 ㎡	利用状況	10 a 当り 普通 収穫	耕作者 の氏名	市街化調整 区域・未線引き区域・ 都市計画区域外の別
					登記簿	現況					
計			筆		㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)

3 転用計画

(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細						
(3) 事業の操縦期間又は施設の利用期間	平成 年 月 許可の日から 永久 年間 (一時転用の場合：平成 年 月 日から 日間)						
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工事期間	称	棟数 (許 可 日)	建築面積	所要面積	備 考
	土地造成						開発区域内併用地面積を含む。
	非造成地						"
	計						
	構 築 物						開発区域内併用地面積を含む。
	"						"
工 作 物						"	
計							

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	権利の設定・移転の対価 (円 / m ²)	そ の 他

4 資金調達についての計画

収入		支出	
自己資金		用地費	
借入金		造成費	
補助金		建築費	
()		()	
()		()	
計		計	

5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

○土砂の流出等の災害を防止するための措置

○農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置

○周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分析、日照等)に支障を及ぼさないための措置

6 その他参考となるべき事項

記載注意

- 1 「当事者の氏名、住所及び職業等」
 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 (2) 関係者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
 (3) 譲渡人が 2 人以上である場合は、様式第 49 号— 1 と様式第 49 号— 2 の間に綴り込むこと。
- 2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」
 (1) 利用状況欄には、田にあっては、二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては、主な草名又は家畜の種類を記載する。
 (2) 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては、採草量又は家畜の種類を記載する。
 (3) 「市街化区域・市街化調整区域・未線引区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域（用途区域名を含む。）、市街化調整区域、未線引内用途区域（用途区域名を含む。）、未線引内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載すること。
 (4) 「譲渡人の氏名」欄は譲渡人の順に名寄せして記載すること。
- 3 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」
 権利の種類が複数ある場合は、複数段に記載すること。
- 4 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」
 災害（土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、湧水、捨石等）を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件（集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等）に支障を及ぼさないための措置を記述すること。
- 5 「その他参考となるべき事項」
 (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述すること。
 (2) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第 29 条及び第 43 条第 1 項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第 34 条の該当号を、転用行為が建築許可をしようするものであるときはその旨及び建築物が同法第 34 条第 1 号から第 8 号まで、又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 2 号ロ若しくはハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を記載すること。